

2012年4月20日
SMBC日興証券株式会社

金融庁の当社に対する業務改善命令について

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)の法人関係情報に関する管理態勢の不備及び不適切な勧誘行為に関し、本年4月13日に証券取引等監視委員会から金融庁に対して行政処分を求める勧告が行われましたが、本日、当社は、金融庁より下記のとおり金融商品取引法第51条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

業務改善命令を受けたことにつきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、当社は、かかる処分を真摯に受け止め、今後の再発防止に向けて全社をあげて取り組む所存です。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 営業員の管理を含む法人関係情報の管理態勢をあらためて検証し、必要な改善を図ることにより、実効性ある内部管理態勢を構築すること。
- (2) 法人関係情報の取扱いをはじめとする法令諸規則等に係る知識の十分な習得のため、広範かつ集中的な研修を実施することなどにより、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。
- (3) 本件に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。
- (4) 上記(1)～(3)について、その対応状況を平成24年5月18日(金)までに書面で報告すること。

2. 当社の対応

当社はこれまで、役職員への研修や注意喚起等の施策を講じ、改善を図ってまいりました。これに加え、以下の改善策を実施致しますが、今回の行政処分を真摯に受け止め、法人関係情報の管理態勢をあらためて検証し、さらに必要な改善策について検討を行い、着実に実行してまいります。

(1) 法人関係情報管理強化部会の設置

2012年4月より、取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会の下部組織として「法人関係情報管理強化部会」を設置しており、法人関係情報管理の現状を分析し着実な強化につなげてまいります。

(2) 売買管理部の態勢強化

法人関係情報にかかる法令諸規則の調査、法人関係情報管理態勢の整備・維持及びモニタリング態勢の強化のため、2012年3月、売買管理部に法人関係情報管理課を新設し、人員の増強を図っております。

(3) 研修の強化・充実

全役職員を対象とした研修を毎年1回実施するなど、法人関係情報の管理に関する研修を強化・充実させ、2012年1月からの研修において、注意喚起を実施しました。今後も役職員の法人関係情報への理解とその管理の重要性の認識を深めるため、実効性の高い研修を継続的に実施してまいります。

(4) 継続的なモニタリングの実施

勧告事案以降の公募増資案件(当社主幹事)において、モニタリングを実施しておりますが、問題となる事案は発生しておりません。引き続き、全公募増資案件(当社主幹事)を対象にモニタリングを継続し、点検してまいります。

(5) 責任の明確化

社内規程に基づき、関係者について適切な措置を実施いたします。

以上